

役員報酬等にかかる規定

社会福祉法人 今山会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人今山会（以下「法人」という）の業務に従事する役員等の報酬、退職慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 理事長は、法人が運営する施設の経営管理業務にあたり、専務理事は理事長を補佐し経営管理業務を統括指導するため、定期的かつ継続的に勤務し、報酬として理事長に月額40万円、専務理事に月額20万円を法人本部より支払うものとする。

2. 理事会、評議員会開催時ならびに監事監査実施時については、出席役員に対し、日当5千円及び交通費（実費）を支払うものとする。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月の15日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員については、その都度現金にて支払う。

(費用弁償)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第6条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2. 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
3. 宿泊費は宿泊に伴う室料、朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
4. その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
5. 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の精算)

第7条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 退職金

(金額の算定)

第8条 退職金として下記の定めにより支払うものとする。

- (1) 第3条1項の理事長、専務理事
- (2) 月額報酬×年数×1.0（但し、年数は役員の在籍期間とする。）

(支給の方法)

第9条 退職慰労金は、役員等を退任した時点において、銀行振込にて支給する。

第5章 慶 弔

(役員の慶弔に関する贈与)

第10条 役員の慶弔に関する弔慰金、祝金、見舞金等の贈与について次のように定める(別表1)。但し、役員と従業員とを兼務する職員については、従業員の慶弔規定に準ずる。

(別表1)

配 偶 者	一親等	本 人
	子 供 実 父 母	
20,000 円	20,000 円	50,000 円
生花 2 段 1 対	生花 2 段 1 本	生花 2 段 1 対
(10,000 円)	(10,000 円)	(30,000 円)

(1) 弔電は、理事長名義及び社員一同名義で贈ることとする。

ただし、理事長が参列する場合は理事長名義の弔電は贈らない。

(2) 養子の場合は、両親(養子先、実父母)ともに実父母欄を適用する。

(3) その他、祝い金、見舞金、その他特別の事由が発生する場合は、都度協議して決める。

この規程は、平成14年3月の理事会で決定し、平成14年4月1日より実施する。

この規程は、平成22年3月の理事会で決定し、平成22年4月1日より実施する。

この規程は、平成25年11月の理事会で決定し、平成26年1月1日より実施する。

この規定は、平成28年5月の理事会で決定し、平成28年8月1日より実施する。

この規定は、平成28年5月の理事会で決定し、平成28年8月1日より実施する。

この規定は、平成29年1月の理事会で決定し、平成29年4月1日より実施する。